

令和3年3月12日（金） 午前10時開議

3

- | | | |
|-----|----------|--|
| 第 1 | 市第160号議案 | 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正 |
| 第 2 | 市第161号議案 | 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部改正 |
| 第 3 | 市第162号議案 | 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正 |

議案関連質疑(3月12日)

1 横山(勇)議員(自民党)

市第160号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正
 市第161号議案 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する
 条例等の一部改正

の2件

- ・ 条例改正の目的
- ・ 障害福祉サービスにおけるICTの活用
 - ・ ICTの活用に関する改正の目的
 - ・ 事業所におけるICT活用の現状
 - ・ 国の動向を踏まえICT活用の促進を行政として支援すべきとの考えに対する見解
- ・ 福祉型障害児入所施設
 - ・ 福祉型障害児入所施設から障害者支援施設等に移行が必要な入所者数
 - ・ 3年間で障害者支援施設等に移行した入所児童数
 - ・ 福祉型障害児入所施設から障害者支援施設等への移行に向けた具体的な取組
 - ・ 障害者支援施設等への移行に際し丁寧に配慮すべきとの考えに対する見解

市第162号議案 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等
 の一部改正

- ・ 条例改正の目的
- ・ 感染症や災害対応に対する考え方
- ・ 感染症や災害への対応力強化を促進するための取組

2 福島議員(公明党)

市第160号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正
 市第161号議案 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する
 条例等の一部改正

の2件

- ・ 事業者及び利用者への影響
- ・ 事業者等への周知に関する取組
- ・ 非常災害時の地域との連携強化
- ・ 各施設等と地域との連携には行政の支援が必要との考えに対する見解
- ・ 児童発達支援等の人員配置基準
 - ・ 看護職員配置の目的
 - ・ 看護職員配置の義務化による事業所への影響
- ・ 障害福祉サービスにおける就労支援
 - ・ 前回の改正で追加された就労定着支援の効果
 - ・ 就労に向けた訓練や定着支援だけでなく就労先の確保に向けた工夫も必要との考えに対する見解

市第162号議案 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正

- ・事業者への影響
- ・利用者への影響

3 北谷議員（共産党）

市第161号議案 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部改正

- ・事業所に求められる感染症対策、災害対策等強化するには十分な人員が必要であり財政的支援をするべきだがどうか
- ・研修等の虐待防止対策を事業所に求めるだけでは不十分であり、なぜ虐待が起きるのか背景の分析をした上で対策をとるべきだがどうか
- ・慢性的な人手不足の中、就労支援員の常勤要件の廃止は職務の専門性の高さに見合わない条件の切り下げになり、利用者にとっての支援の向上にはならないと思うがどうか

市第162号議案 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正

- ・施設系サービス・個室ユニットの条例上の記載について緩和だと思うがどうか。その結果、ケアの質が上がるとは思えないがどうか
- ・夜勤体制の緩和は介護の質を引き下げ、災害時や救急時の対応水準の悪化を招くことになると思うがどうか
- ・国の改正に唯々諾々と従うのではなく、市独自に上乘せして職員の待遇改善につながる施策を打つべきだがどうか

令和3年3月12日市会本会議上程

議案の関係常任委員会付託区分表（案）

委員会名	付託案件名
こども青少年・ 教 育	市第160号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正
健康福祉・医療	市第161号議案 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部改正 市第162号議案 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正

3月12日の本会議における出席議員の調整

議事の流れ	グループ	
	A	B
開議 議案関連質疑	○	
暫時休憩（5分程度） 出席グループ入れ替え		
議案関連質疑、付託 散会		○

※○が出席

- グループ入れ替えは、前のグループ（A）が議員室に戻ってから、後のグループ（B）が参集する。
- A・Bのグループ分けは別紙を参照。
- 出席しないグループは議員室等でインターネット中継を視聴する。
- 交渉会派は出席しないグループから1割程度の議員も出席する。

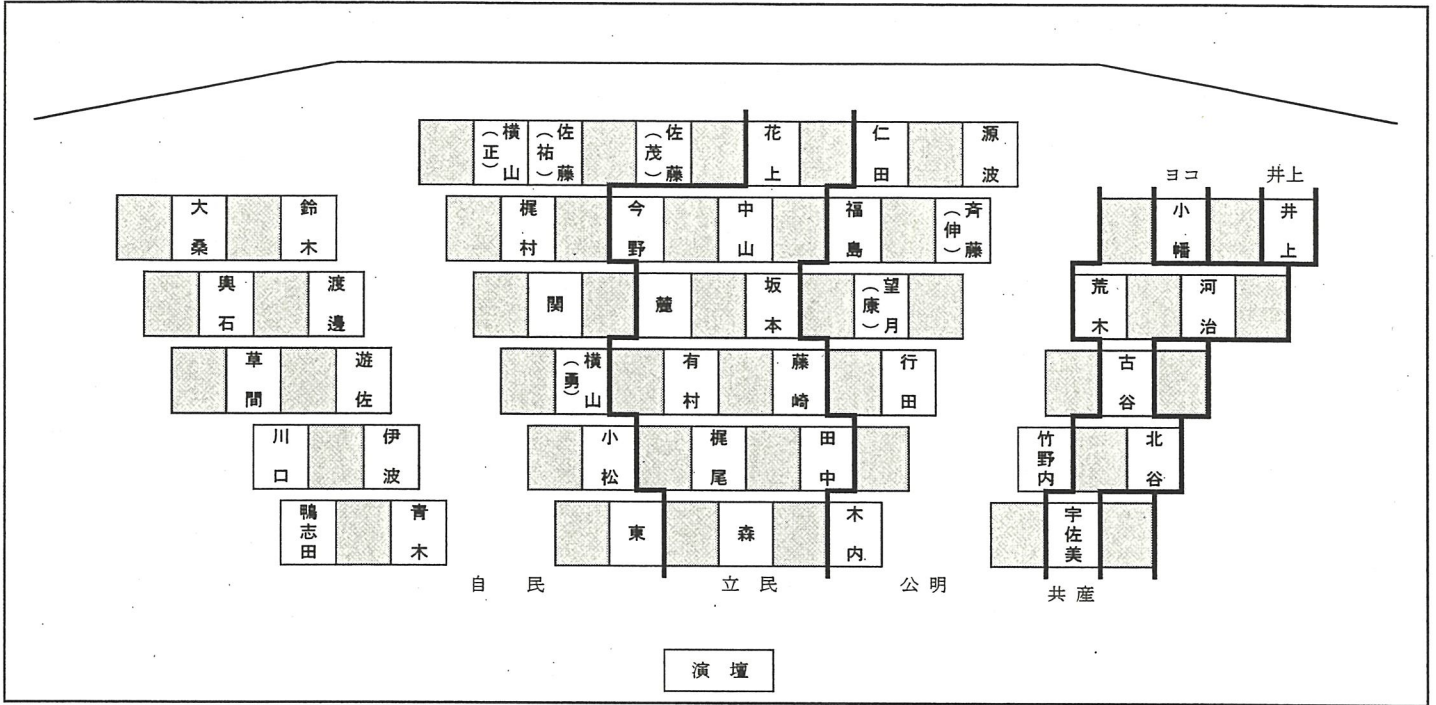
参考 市会運営委員会決定（2月1日）

●緊急事態措置実施期間中における対応

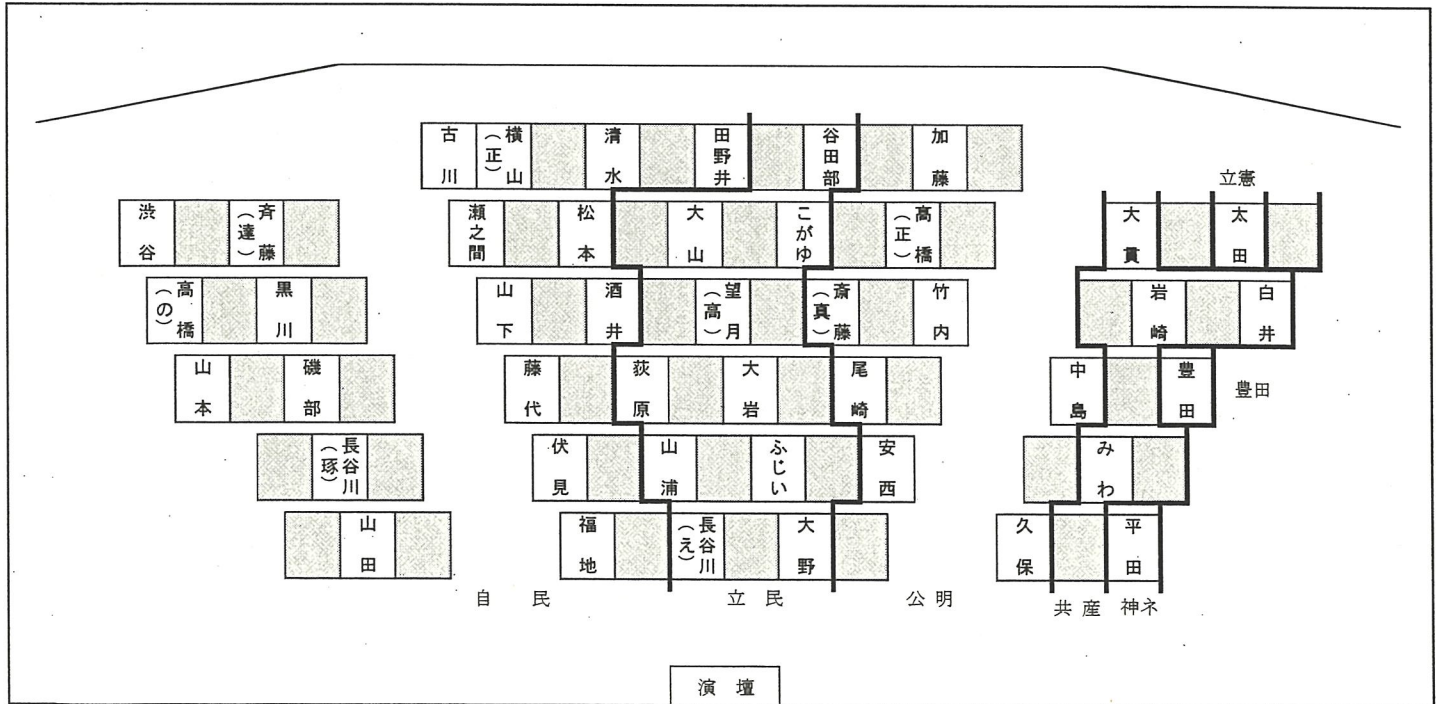
- ・議員間の間隔を確保するため、出席議員を半数程度に調整する。
- ・議席の配置に基づき、出席する議員を43人ずつのA・Bの2グループに分ける。
- ・定足数（43人）を安定的に確保するため、交渉会派においては、Aグループが出席する際は、Bグループの中から各会派所属議員数の1割程度（自民4、立民2、公明2、共産1）の議員も出席することとし、Bグループが出席する際も同様とする。
- ・発言予定者は、A・Bどちらのグループが出席する場合であっても、出席できる。
- ・議員間の間隔を確保することを目的として、空いている席に移動することは妨げない。
なお、移動する場合も自席の氏名標は下ろさない。
- ・本会議に出席しない議員は、議員室等においてインターネット中継を視聴する。
- ・採決及び選挙の際は、A・B両グループとも出席する。

出席者のグループ分け

Aグループ



Bグループ



※ 2月25日本会議と同様

3月12日の本会議における市会説明員（案）

3月12日の本会議については、以下の説明員に出席を要求します。

職 名	氏 名
市 長	林 文 子
副 市 長	平 原 敏 英
副 市 長	小 林 一 美
副 市 長	城 博 俊
副 市 長	林 琢 己
政 策 局 長	伊地知 英 弘
総 務 局 長	池 戸 淳 子
財 政 局 長	横 山 日 出 夫
こども青少年局長	齋 藤 聖
健康福祉局長	田 中 博 章
政策局秘書部長	堀 口 和 美
総務局副局長兼総務部長	小 林 英 二
総務局総務課長	田 中 敦